

環保第537号
平成21年3月31日

熊本県建設産業団体連合会 会長
熊本県解体業協会 会長
社団法人熊本県建築士会 会長
熊本県工業連合会 会長
(社)熊本県産業廃棄物協会 会長

} 様

熊本県環境生活部長

騒音・振動に関する規制地域の見直しについて(依頼)

日頃より、環境保全行政の推進につきましては、格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、騒音・振動に関する規制地域の設定についての基本方針(H19年度にパブリックコメント、県環境審議会の答申を経て決定)に基づき、規制地域の見直しに関する協議を各市町村と進めてまいりましたが、別添の通り、見直し後の規制地域を平成21年5月1日より施行することとなりましたので、よろしくご理解・ご協力頂きます様をお願いします。

また、貴会所属の事業者(団体)への別添文書の周知について併せてよろしく申し上げます。

問い合わせ先 環境保全課大気・化学物質班 担当：村岡、其田 TEL：096-333-2269 FAX：096-387-7612

平成21年度5月1日より、騒音・振動の規制が見直されます

事業活動に伴う様々な騒音・振動について、法律（一部県条例）では、
法律・県条例で定められた特定の施設・工事による騒音 } について
法律で定められた特定の施設・工事による振動 } 地域毎に定められたレベル
(規制基準)があります

県では、騒音・振動について、どの地域にどのレベルの規制基準を適用するのかを、今回、見直しましたので、よろしくご理解・ご協力頂きます様をお願いします。

今後は、平成21年4月上旬に県が見直し内容を告示し、平成21年5月1日の施行となります。騒音・振動の規制業務は各市町村が行います。

具体的な見直し内容は、次の県庁ホームページのサイトをご参照下さい。

県庁ホームページ 県庁の組織でさがす 環境生活部 環境保全課 お知らせ
事業者の方へのお知らせ (<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/43/kanho-info04.html>)

悪臭についての規制地域に関しても、騒音・振動と同様に見直し作業を実施し、見直し後は県内全域が規制地域となる予定ですが、規制適用までの猶予期間が1年（騒音・振動は3年）と短いこと、様々な事業者に関わる規制であること等を考慮し、告示・施行は平成21年度後期を目途に延期することとしました。

お問い合わせ先
熊本県環境生活部環境保全課 担当：村岡、其田 TEL：096-333-2269